

令和4年度 第2回 浜松市発達障害者支援地域協議会

議事録（抄録）

日 時	令和5年2月3日(金)午後7時から午後9時	場 所	浜松市役所 北館 101 会議室
出席者 (30名)	委員 (13名)	大場義貴委員、土屋賢治委員、平野浩一委員、岩城貴美枝委員、藤田梓委員、松本知子委員、小出隆司委員、浅井陽子委員、鈴木厚志委員、鈴木里江子委員、内山敏委員、大村美智代委員	
	事務局 (17名)	こども家庭部長：吉積慶太、こども家庭部次長兼次世代育成課長：野田志保、子育て支援課長：小山東男、幼児教育・保育課長：松下直樹 幼児教育・保育課幼児教育指導担当課長：井川宜彦、児童相談所長：鈴木勝、健康福祉部障害保健福祉課長補佐：仲井俊二、精神保健福祉センター所長：二宮貴至、健康増進課長：平野由利子 産業部産業振興課 雇用・労政担当課長：田中言彦、学校教育部教育総務課 学校・地域連携担当課長：齋藤美苗、学校教育部指導課 教育総合支援担当課長：島田一孝、浜松市発達相談支援センター「ルピロ」：鈴木祐介、子育て支援課長補佐：鈴木麻子、子育て支援課グループ長：宮木典子 他1名	
配布物	次第、席次表、第2回浜松市発達障害者支援地域協議会資料、資料1、資料1の別紙①②③、資料2、委員の持込み資料		

次第1. 開会

○事務局

資料確認（次第、席次表、発達障害者支援地域協議会資料（クリーム色冊子）、資料1「委員からの事前質問」、資料1の別紙①②③、資料2「部会報告」 8点）

本日は専門委員13名中11名出席。浜松市発達障害者支援地域協議会設置要綱第5条第2項に基づき、委員の半数以上の出席により会議は成立していることを報告。

次第2. こども家庭部長挨拶

○こども家庭部長

本日はお忙しい中、本協議会にご出席いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者数も昨年12月ぐらいから大幅に増加傾向だったが、最近は落ち着きが見えてきて、今回の協議会も久しぶりに会場での集合形式で開催とした。

事前のご意見やご質問をたくさんいただき感謝申し上げます。

今日の議事の中でのご説明と、今後の取り組みを進める上で参考にさせていただく。

また、本日は次第4として、12月に開催した就労分野の課題についての部会報告を行う。

本日も活発なご協議をよろしく申し上げます。

次第3. 協議・質疑

(進行：委員長へ)

(1) 各課の取組状況について

○子育て支援課

P1②たんぽぽ広場の保護者の支援について、日程の都合が合えば、父親も参加可能。会場参加できない保護者のため、はまずくファイルの相談サポート記録用紙に記載した内容を、共有していただくよう、促している。

P3⑧(今年度リニューアルした子育て情報サイトぴっぴをモニターで提示)

はまずく Q&A のページがあり、年齢や悩みのカテゴリー別に検索できるようになっている。発達についてよくある質問も設けており、たんぽぽ広場の会場で説明したり家庭で見てもらうよう今年度から周知している。

P2③子育てひろばについて医療機関での周知に関して、現時点で各医療機関で子育て支援ひろばについて、保護者の方へ情報提供の状況は把握できていない。市として、母子健康手帳交付時にひろばのチラシ等も周知しているが、令和5年度版のチラシが準備でき次第、ひろばの各会場で実施している発達支援や妊婦支援の加算事業も含め、産婦人科・小児科医への情報提供に今後取り組んでいきたい。

④と⑤については記載のとおり。

⑥そだちのつみきについて、(モニターで提示) 児それぞれの発達の段階を確認して記録できるものであり、今後も支援者同席にて活用をお願いしたい。

同ページ⑦、赤ちゃんが泣き止まないのページがはまずくノートに載っていないという御指摘について、乳児の泣きのピークは、0 か月から2 か月と言われており、育児に不慣れた保護者の方も多いため、この時期に大切な情報ということで、令和5年度版のはまずくノートから追加するよう、現在準備中。

○学校教育部指導課

P. 3⑨資料上、令和2年998人と令和3年1,390人と、人数を記載しているが、中学生の人数を入れていないため、修正をお願いしたい。令和2年度が1,387人、令和3年度が1,417人である。

令和4年度1,276人となっているが現在個別の指導計画を提出してもらっており不確定な数字である。

続いて⑩就学相談の時期を早めることについては現在幼稚園、保育園や学校とも調整中である。この取り組みの背景として、ここ数年、大体毎年30学級程度、発達支援学級が急増している状況があり、それに伴い施設整備、教員の確保が非常に課題となっている。施設整備については教室の確保だけではなく、エアコンやWi-Fiの設置なども必要になるため、その予算措置に間に合うよう、就学相談の時期をまずは早めたい。

9月に学校より次年度の学級数等の報告を受け、それに伴って、教育委員会として予算措置をしていくため、できるだけ正確な数値を学校に上げてもらいたい。これにより保護者

にも、児の就学先を早く知らせることになり、その見学や、再検討の期間を長く取ることができると、就学先がその子に合っているかを考える材料を多く作っていくことに結びつけたい。

P. 4⑪、P. 5⑩モデル教室事業というものを始めており、現在小学校 2 校、中学校 1 校で行っている。発達支援学級の学級経営において重要とされる環境設定について、ここで研修し、その特別な支援を必要とする子どもたちが過ごしやすい環境となるようなチェックリストをまとめた。それを活用して教員個々の経験や知識スキルに左右されることなく学級経営における一定の水準を確保する。

これは発達支援学級の中だけではなく、通常の学級でも参考にするためそのチェックリスト、説明用の動画を作り、各学校の研修等で活用していくよう、学校に依頼している。

P. 4⑫MIM について、別紙①に参考資料あり。小学校低学年で最もつまずきやすい拗音や促音・撥音といった特殊音節に焦点を当てて指導するもの。指導と MIM の PM テストのアセスメントをうまく連携することで、異なる学力層の子どものニーズに対応した段階的な指導や支援をしていくというもの。通級指導教室がある小学校 13 校で、今、導入している。⑬通級指導教室だけで行っているのではなく、通級指導教室がある学校の通常学級の 1 年生で活用している。

⑭について、MIM の効果検証について、目的は、事業の有効性を検証して次年度の予算確保に繋げることである。

MIM を実施している学校 5 校と実施していない学校 5 校の月 1 回の PM テストで比較検証している。今後は国語の一般的なテストについて検証もしていきたい。

⑮義務教育の進路先の支援体制整備について、合格した高校の進学先に、保護者の了解を得て、個別の教育支援計画個別の指導計画を送り支援方法を共有するよう中学校に依頼している。入学後の支援に活用していただく。

P. 8⑳について、毎年度、相談申込件数や入級者数を比較し、増加傾向を調査して、LD 通級のニーズを把握している。サテライト方式の実績について、現在、神久呂小学校で教室不足の解消も兼ねて雄踏小と伊佐見小でサテライトを運用している。今年度は雄踏小は 5 名、伊佐見小は 3 名、計 8 名週 1 回午前中担当者 2 名がその学校に出かけて指導している。指導校までの移動時間や保護者の付き添いの負担が軽減され、好評である。

㉕、通級の専門性を通常学級や発達支援学級担任と伝言・共有する具体的方法や頻度について、入級、児童生徒在籍学級の学級担任や発達支援教育コーディネーターに対し毎年 1 回、通級指導教室の説明会を開いて教室での指導を公開している。また通級の指導者が年間 2 回から 3 回在籍校訪問を行い、担任等の関係者との懇談を行っている。

年度末には学校に個別の指導計画と指導の成果を送付し、指導方針を伝えたり指導日ごとに交流ノートやメールなどで指導内容や児童生徒の様子を伝えながら、効果的な指導方法等の情報を伝えている。

P. 10㉙進路指導 Q&A は配布の別紙②を参照。発達支援学級担任のための進路指導 Q&A を、中学校発達支援学級教員が進路指導に生かすことを想定してこれを作成している。

これについて、手をつなぐ育成会作成の冊子の「道」を、参考にさせていただいている。ぜひご意見をいただきたい。

P.11⑫職場体験の実績値について、一昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で職場体験はどの学校も断られたと聞いている。昨年度から一部の学校で職場体験を再開し、今年度は全ての中学校で実施している。

P.12⑬キャリアパスポートについて、別紙③が教育委員会から例示している資料である。各学校が作成し大体年間5枚程度のキャリアパスポートを作成し、次の学年、あるいは進学先に持ち上がっている状況である。委員からの「中学校の発達支援学級という限定を外した方が良いのではないか」というご意見について、キャリア教育自体は小中学校で行っているが、授業概要である作業学習職場体験に関わることについては中学校で行っているため、中学校という限定はそのまま残したいと考えている。

P.13⑭教育総合支援センターで不登校児童生徒支援マニュアルを平成28年度に作成して、毎年、加除修正し現在に至っている。それを学校で活用してもらえるようにしている。

P.14⑮、適応指導教室について、利用枠がないということだが、適応指導教室は教室の広さによって受け入れ可能人数があり、人数が上限に達した場合に受け入れを一旦停止することがある。退級者があれば、その分受け入れを再開するという状況にある。資料1に1月27日現在で3教室で受け入れを見合わせていると記載しているが、現在は5教室で受け入れを停止している状況である。来年度は1教室南区に増設し、全部で10教室で対応していく。

また、校内適応指導教室について、来年度に向け15教室新設する予定である。

⑯校内適応指導教室の利用時間について、校内適応指導教室についている支援員の勤務が週19時間であり、支援員の対応できる時間として1日4時間の利用時間を設定している。学校によっては、支援員不在の時間はその学校の担任等で対応している。

○障害保健福祉課

資料1のP.6⑰から⑳について、精神発達障害者就労フォローアップ事業の事業所は、休止中の事業所を除いて24ヶ所である。

⑱「実地確認」の内容について、支援にあたって、悩みを持つ事業所をアドバイザーに繋げるため、職員が状況確認のため訪問して困りごとを聞き取り、スキルアップ研修などに繋げるもの。

⑲事例検討会を別途行って、事業所に困りごとの有無を確認した上で手挙げしてもらい、職員が訪問、さらにアドバイザーの先生方3名を招いて直接アドバイスを受けるといった事業。

今年度については、12月まで希望する事業所がなかったが、1月に入り希望する事業所が出てきたため、3月に一度実施をする予定で準備中である。

⑳スキルアップ研修について、就労移行支援事業所の支援員に対する利用者への就労の見

立てや関わり方などの向上のために開催している研修会である。

P. 7②保育所等巡回支援事業は、専門性のある事業所に当課から事業委託をしているもの。1月の事例検討会には当課から課長と担当で参加した。今後も適切に関わりながら、事業の運営をお願いしていく。

P. 9⑥、放課後等デイサービス事業の通所支援事業者の中には法令遵守が不十分で指定取り消し等の処分を行っているところがある。法令遵守の徹底を最優先に指導している。

事業所については管理者、児童発達支援管理責任者、従事者、それぞれの責任を理解した上で、関係者と連携し、資質の向上を図り、利用者の立場に立って事業所運営をすることが重要である。

⑦放課後デイサービスの空きがないという状況についての市としての状況把握方法。事業所からの毎月の請求により、利用状況を把握している。令和4年12月平日の平均利用率については92.9%、定員1,095人に対し、1,017人が利用している状況だが、定員いっぱいでは利用できない事業所はある。

事業所の定員の推移については記載のとおり。事業所については、令和5年5月以降に開設のため準備している事業所も現在8件あり、児童発達支援管理責任者等の人材が確保できず新規開設が遅れている状況もある。

P. 9～P. 10、人材不足について、特に児童発達支援管理責任者の養成研修に関しては静岡県が実施しており、研修の受け入れ拡充によって、修了者を増やすことをお願いしている。

⑧質の高い療育は、学校との連携のみで達成できるものではないと当課でも考えている。児童の関係する支援機関の円滑な連携が必要とされている。

P. 11⑩本市においては、障害保健福祉課として、企業伴走型障害者雇用推進事業委託としており、雇用アドバイザーが企業や特別支援学校等に対し、雇用・定着・復職等障害のある人の就労全般に関するアドバイスを行っている。また、精神障害、発達障害に特化したものではないが、同業務委託の中で雇用企業向けのスキルアップ研修や情報共有の場を設けるなど、企業への支援も行っている。

P. 12⑬障害者雇用セミナーのオンライン化について令和2年3年とコロナ禍においてYouTubeを活用して企業に対し動画配信を行った。集合開催については、定員や特定の日の開催となることから参加できる人数が減るということだが、先進的な企業との顔合わせやその場での横のつながりに今後期待できるという点で効果があったと考えている。

P. 13⑭福祉事業所フェアの開催について、就労に関係する方へ出席を依頼する就労企画会議を開催しており、その参加者から会場での開催の意向があり、来年度も会場での開催を予定している。ハイブリッドの開催の提案もあり、今後の開催方法について事業所の意向をふまえながら検討していきたい。

○教育総務課

P. 7②巡回支援事業については、各放課後児童会からの要請を受けて実施しているもので県が行うものと、障害保健福祉課の事業として行うものがある。

現在放課後児童会について、段階的に民間事業者への委託化を進めている。各受託事業者において例えば元特別支援学校の教員や、社会福祉士等をサポートメンバーとして備えており、現場の支援員の相談や指導に対応していく体制を整えている状況。また現場からの意見により、専門の相談員を増やすなどして対応しているところもある。

現在放課後児童会は 165 か所で開設しており、来年度は、半数以上がそのような支援体制を備えた運営事業者によって運営される予定である。

地域団体に運営されている支援体制のとれない放課後児童会の方に、県や市の公的な巡回支援事業を活用し、どの放課後児童会も取りこぼすことのないよう支援体制を整えていきたい。

○産業振興課

P. 12、③④⑤、障害者の職場定着の相談がこの 2 年で激増しているとのこと指摘について、確認したところ、令和 2 年度から集計の仕方が変わっていたことがわかった。相談内容として、定着支援の他に就労継続支援、家族支援について別立てされていたが、定着支援との区別がわかりにくく、令和 2 年度から一緒にしたという経緯がある。件数として 600 件から 700 件あり、合わせると、大体同じぐらいの数になる。今現在従事しているのは、精神保健福祉士、社会保険福祉士の資格を有する者が担当している。引き続き利用者側のニーズに応えられるよう努めてまいりたい。発達障害者はおおむね 30%くらいと把握している。

P. 13⑦、産業振興課、障害保健福祉課で行っている障害者雇用セミナーの違いについて、どちらのセミナーも、障害者雇用に関する理解を促すものを実施している。時期が重複しないよう、障害保健福祉課は 9 月、産業振興課は 2 月に開催している。

今回産業振興課は 2 月 8 日に、委員にセミナー講師及びスーパーバイザーとしてお願いしている。

○精神保健福祉センター

資料 1 に記載しきれず口頭での説明とさせていただく。P. 14～15④当センターでのゲーム、ネット依存に関する相談件数は本当に激増しており、平成 31 年には延べ 61 件だったものが令和 3 年度には、114 件ということで、このへんはコロナ禍で在宅の時間が長くなりゲームの時間が長くなっている子どもが教育委員会での調査の中でも増加が見られている。センターの主な相談者は高校生の保護者で、ゲームやスマホの時間が長くなり、学校に遅刻し、成績が落ちる等の問題が発生していて対応に苦慮している方が多い。未成年のこのような表れは依存の問題として対処していく必要があるが、それだけではなく家族との確執、学校での対人トラブル、発達のでこぼこ、生活のしづらさなど本人だけでは対応することが困難な問題への対処の方法としてのゲームやスマホなどがある、臨床の場でも個別対応が必要なケースであろうと思う。

天竜病院でもこういう患者を扱っているということで、連携をとりながら、情報発信をしていければと考えている。ご協力よろしくお願ひしたい。

P.15⑬当センターも10代の薬物依存・物質依存の相談が増えてきている。覚せい剤、大麻、処方薬その他 令和4年1月末現在でのべ143件あり、割合としてはほしい1対1対1対1となっている。この点は課題と感じており、本人・家族・保護者向けの会として、多様な依存症を扱っている中で、現在ギャンブル依存や薬物依存などの方に対し、集団の認知行動療法グループも開催しているため、流れの中で、先生方の病院から紹介していただけるような患者がいて、人数が集まるようであれば、またこういう会もぜひとも開催していきたいと考えている。引き続き、連携をよろしく願いいたします。

(2) 協議、質疑

・LD児へのデイジー教科書の使用に対する考え方とそのニーズ把握の方法について

○委員

指導課へ、資料1、P.8⑭で二点質問したい。一点目、LD通級のニーズを把握している、とのことだが、具体的にどういうふう把握しようとしてどのようなアウトプットが出てくるのか。この質問の意図は、例えば診療所で、LDのある児についてデイジー教科書を使うとよいというケースも多くある。診療所で得られたその情報を学校に伝えても、協議により使用は難しいと話がつぶれてしまうケースが時々ある。それは果たしてニーズの把握の対象になっているのか、いわゆる暗数がどれくらいあるのか、ということ案じている。

二点目、LD通級あるいはLDを支援級で見えていく、という流れがあるが、デイジー教科書を持ち込み、LD児を普通級で見えていく、ということは念頭にあるのかなのか、聞きたい。

○指導課

MIMのニーズ把握の項目について、教育委員会として来年度の通級指導教室の増設が必要かどうか、という点についてのニーズ把握という回答になっていた。委員のおっしゃるとおり、デイジー教科書の必要性について病院と学校での見立ての食い違いもあるかもしれない。やはり学校で、個々の児の通級利用での対人関係やLDの読み書きの訓練の必要性を学校で把握して、医療と連携を図っていきたい。

通常学級でのデイジー教科書の使用は、必要に応じて、と教育委員会としては考えている。デイジー教科書が必要な児の有無について学校への調査は教育委員会として行っている。

○委員

学校内でのニーズ把握ということは、学校にデイジー教科書が必要な児がどれくらいいるのか、ということ各学校で把握して教育委員会にあげる、という理解でよいか。

○指導課

学校では就学支援委員会を開き、通級指導教室に通うことが必要な児かどうか、ということそこで話し合い、教育委員会にあげているという状況である。

・幼保の現場と児発などの福祉分野との連携のための検討の場の必要性について

○委員

以前に比べ、行政のそれぞれの課で取り組んだ状況が数字で出てきて、状態がわかりや

すくなくなった。また今回細かく数字を出してもらえてよかった。

資料の何ページとは言えないが、この数字を見ていくと、1歳6か月児健診でちょっと気になる児は、出生5,000人とすると2割で1000人くらい、そのうちたんぽぽ広場につながる児がその6割くらい。400人はいろいろな事情でつながらない。その児らも必ず、幼稚園・保育園にはつながりその中で生活していく。園では巡回相談が入ったり園の中の障がい児対応という形で、加配したり個別支援でフォローされているが、小学校入学前にはまた就学相談を受けて、いろいろな角度からみて次につなげられる形になる児と、それもなのまま入学する児もいるという現状がある。支援や応援団とつながらなかった児らがどういう状況か、もう少し各現場の現状把握が幼稚園保育園の中や巡回で回っているそのデータとかの状況と重なり合うような視点を持ってもらいたい、それがまず一点。

福祉分野では、巡回相談や保育所等訪問で幼稚園や保育園等の現場に入るが、現場のいろいろな体制と連携して、その児に合った支援の環境づくりがまだまだ難しく、それらを情報共有できる場を、連携の中身が具体的にどのような、担当者が集まって話したりする場を作してほしい。それがやはり保育や療育の質を高めたり、何が効果があって何をすればいいのか、ということが見えることにつながる。

児童発達支援施設の前回の連絡会で、年長児だけみると、利用者のうち、毎日通園児と一般の幼稚園との並行通園児とを令和元年度と比較すると、令和元年の並行通園は56%だったが、現在ではもう7割という現状がある。そうすると並行通園ではますます幼稚園・保育園と児発との連携が必要になってくる。それも含めて現状を皆で共有できたり、連携の中身を検討できる場を作してほしい。

回答は、幼稚園保育園の所轄と、福祉のところで、どう検討されるか聞きたい。

○幼児教育・保育課

個々の園独自の取り組みを各園に情報共有できるような連携の場が必要ではないかというご意見と受け取った。市立園ではそのような情報共有はしやすい面はあるが、民間園を含めると非常に数が多い中での情報共有には難しさがあると感じている。

そうした中で今年度、市立幼稚園で発達支援の部屋を実施している園の取り組みを、民間園や小学校を含めてオンライン配信にて発信することを2月に予定している。どう連携していけるか、ということについてはこれからも考えていきたい。

○委員

それぞれの機関でよくやってるのはわかっているが、幼児教育や保育の部分と児発の部分と、そこが混じり合い、繋がる場所もたくさんあるので、そのあたりの情報共有や、部門をまたいでそのための場を作ることとは可能か、検討するかどうかをうかがいたい。この協議会は横串をさすというところがとても大事なテーマだったと思うので、それぞれの機関での取り組みを連携して、いい形で循環するとよい。どこも人材難なので、各所でやれている好事例や、良い関わり方を共有していく場としても検討してほしいと考えている。

・通常級における発達障害児のための環境整備について

○委員

P. 3⑨、⑩浜松市で特別支援学校、発達支援学級と、特別支援教育としていわゆる場を分けた教育をしている実数は 3,200 名である。ここで一つ線を引かれるのは発達支援学級である。同学年の人数の割合で言うと 4.4%ぐらいだった。そこを卒業し特別支援学校高等部の対象者が 2.2%であり、差し引き 2%の行先ということが課題。というのは、ここで発達支援学級が急激に増加しているとある。静岡県の療育手帳所持者も毎年 1,000 名と増加している。10 年前は 2 万 7000 人だったのが、今では 3 万 7700 人いるということになる。

療育手帳所持の知的障害者も含めているが、この特別支援学級の増加についての記載を見ると、これは、自閉・情緒のクラスが増えているということがわかる。

その後のページ、卒業後の進路の部分で、自閉・情緒級在籍児でも療育手帳所持者でない、知的障害がない場合は特別支援学校の高等部には入れない。その人たちは発達学級にいたけれども、高校に行っている、そういうことでこの人たちの進路状況を調査したことについて詳しく聞きたい。

もう一点。浜松市の特別支援教育では、場を分けている。自閉情緒の児らは発達支援学級に在籍させ、特別支援を行う。通常学級にも通級はあるが、そこでの工夫はされているのかどうかを確認させてほしい。

○指導課

一点目、自症情緒の児らの進路状況であるが、本日、配付した進路指導 Q&A を参照いただきたい。

クエスチョン 17 に、発達支援学級の自閉・情緒の卒業生の進路状況について、令和 3 年度高等学校全日制や定時制・通信制・特別支援学校その他、ここに記載の状況である。先ほどお示しした数字だが、通常学級で、発達障害の疑いがあり、個別の支援計画を作成しているという生徒数が P. 3⑨に出している数字であり、通常学級の個別の支援計画を作成している児童数になっている。

○委員

特別支援学級の自閉・情緒の対象児の増加について、従来ではそんなに多くなかったが、近年は非常に増加している。通常学級で教育できないのか、場を分ける教育をするのではなく、通常学級での対応が充実できないか、という問いである。

○指導課

その点の必要性は感じている。先ほどモデル教室を使ってチェックリストを作った話をしたが、通常級でも同様の準備をすることで特別な支援が必要な児が過ごしやすい環境を整えることを考えていきたい。

・発達支援学級卒業後に高校進学した児の就労に向けた支援について

○委員

発達支援学級からの進路先としての高等学校の種別について確認したい。普通高校へ通

う児と通信制に通う児との数の違いが、重要と考えている。

○指導課

全日制と定時制と、通信制の学校と分けて報告している。現在、単位制による通信制の学校も増えてきている。

○委員

発達支援学級の教員の話聞く機会があり、やはり通信制高校を選択される生徒が多いという状況を聞いた。多くの生徒が選択する、通信制高校に進学した後の働き場や、支援にどうつなげていくかが重要と考えている。

○委員長

進路指導 Q&A の P. 14、15 に報告の数字は、一部の区だけか。次項の特別支援学校は%との記載のため割合かと思うが、P. 14、15 について人数にしては数字が少な過ぎると感じる。

○委員

発達支援学級の卒業生 1 学年分だと、もっと多いのではないか。自閉・情緒学級の卒業生数という理解でよいか。知的の方を加えると、3 倍程になるはず。

○指導課

確認し回答したい。

(後日、発達支援学級 P. 14 (知的)、P. 15 (自閉・情緒) の卒業生数であることを確認)

・放課後等デイサービスの質と量の問題について

○委員

種々のデータから計算すると、浜松市の人口 78 万人中、子どもと大人を合わせて約 4 万 5 千人程の発達障害者または疑いの方をこの協議会の対象者として議論することをまず前提としたい。

一点目、P. 3⑩来年度以降の就学相談の時期を早めることについて、保護者の申込締切が 5 月末であり、従来ではその後これに加えて園から心配な児の数字も上がっていた。今後もその分を含むかどうか。含まれていないとすると小学校入学後に不適應となる児が激増することを危惧している。就学相談の仕組みについて、関係各課と調整中とのことだが、この部分がないがしろにすると、これから就学する幼児やその保護者と小学校現場は大変困ることになるかと思うので十分に検討が必要。たとえば、R5 年度の就学支援委員会の実績内容の分析や、小 1 プロブレムの発現状況等について小学校にアンケートを取るなどして事実に基づく検討を行うべきと考える。

もう一点、P. 9、10、委員長と自分とが放課後等デイサービスに関する質問を出しているが、前回の自分の質問として、放課後等デイサービスの問題は質からも量からも検討が必要と発言した。それに対する今回の障害保健福祉課からの回答として、質は、その連携によって担保されると読みとれるような文章になっている。連携も、ガイドラインを事業者が読むのも当たり前のことなので、それを除いた上でなおかつ質の高い療育を提供するとはどういうことか。またどれぐらいの対象に対しどの程度のサービスを提供するかを考え

たい。もし障害保健福祉課が、療育の質に関して連携だけと考えているようならば、それだけではこれらの課題を解決するには不十分なので、この協議会の委員を利用し、具体的に部会を開催して量だけの議論ではなく、質の高い療育とは何かというところについても検討させてもらいたいと思う。

○委員長

放デイは、実際に連携以前に、利用調整できないと非常に多く耳に入ってきている。法令遵守の徹底により、結局柔軟に対応できないということがあるようである。

○委員

放デイの法令遵守の件に関して、令和元年から3年までの間に児発利用児が、次の放デイにどれくらいつながってバトンタッチできたか、を調べたことがある。令和元年時は、つながらなかったのは3%程度でほぼ次の支援につながっていたけれど、令和3年になるとそれが17%と、徐々に増え、なかなか次につながらないという現状がある。今年の状況は、保護者がもうどこも空きがないと諦めているのではないかと感じる。本当に必要な数はどこで把握できるのか。障害保健福祉課も、協議書という形でやむを得ない理由で枠を超えることについて受け止めてはいるが、声を出せない利用希望者を含め状況を把握できる仕組みが必要。

・市内に多数ある就労移行支援事業所の質について

○委員

P. 6⑩児童の放デイに対し、大人の方面の就労移行支援事業所の質を保つためにどうするか。市内の就労移行支援事業所数は24ヶ所とのことだが、この数は県内各地域と比較し極端に多い。浜松市は政令市で、事業の指定権限と利用申請の許可の両方できる権限を持っているという関係もあるだろうが、就労移行支援事業所で訓練している人はどういう人か、どのような事業者が実施しているのか、またこの質はどうかということ調べてまた次回教えてほしい。

・適応指導教室の利用が困難な状況について

○委員長

適応指導教室が定員いっぱいではほぼ利用できないという状況は、1ヶ所増やす、あるいは校内適応指導教室を増やすことで対応できると考えているのか、ということを検討してほしい。

次第4 部会報告

○産業振興課

昨年12月23日、就労に関する部会を開催した内容を資料2に沿って報告。

第1回発達障害者支援地域協議会において、超短時間雇用について、浜松市としてどの

ように取り組むかを部会で協議するとの提案があり、開催した。

内容につきまして、超短時間雇用について、東大の先端研の取り組みを紹介した。また、現在市内にある就労支援センターやサポステはままつなどの就労支援機関からも短時間就労のための雇用の状況を報告していただいた。商工会議所から産業界における短時間雇用の状況に触れ、短時間雇用のメリット、デメリットについて協議を行った。

協議内容について

- ・短時間雇用とは、東京大学の先端研の准教授が提唱し、川崎市や神戸市が共同開発するもの。週に20時間未満のいわゆる雇用保険適用外の雇用を促進する。
- ・市内の就労支援機関による短時間就労の支援状況について、「ふらっと」については、短時間就労者は16名おり、障害の種別は記載のとおりである。就労の業種については、飲食、清掃、農業、小売、製造など。「くらしえん・しごとえん」は、ジョブコーチという国の制度に基づいた支援を行っている。雇用保険法適用外となる週20時間未満の就労については、支援の対象外となる。

「サポステはままつ」として、昨年度就労した94名中43名が週20時間未満の就労であった。就労の内容として、販売の品出し、掃除、農業などで、一般の求人の中で個々の特性に合いそうな求人アプローチしている。
- ・その他の就労支援で事前に調査したものについての報告として、しずおかジョブステーション、なかぼつだんだん、産業雇用安定センター、静岡障害者職業センターでは、短時間就労の希望はあまりない、という状況であった。
- ・産業界における状況として、浜松商工会議所から話を聞いた。

企業については、法定雇用率の達成を意識しているという状況であり、市内のほとんどの事業所は常用雇用者43.5人以下で対象外となるので、短時間雇用についての取組はあまりない、ということだった。
- ・短時間雇用のメリット・デメリットについての整理では、メリットとしては、就労しやすくなり、就労機会が増えること、本人に適した働き方が選択できるということ、社会的役割や所属を得られる、企業にとっても人材の獲得や労働力の確保につながるということがあった。

デメリットとして、雇用保険適用外、法定雇用率算定外、収入が少なく、他の収入源がないと自立が難しい、キャリアアップにつながりにくいということがあった。
- ・今後の取組について、現在短時間で就労を希望する方には、それぞれの機関で個別に寄り添った支援をしており、効果的である。浜松市においては支援機関のセンター化といったことではなく、ひきつづき、それぞれの支援機関の個別対応により、必要に応じて週20時間未満等の短時間就労の支援に取り組んでいくことがいいのではないかと考えている。
- ・最後にその他、委員からの意見について
 - 発達障害者が働く上での課題は人それぞれであるが、特性があってもともに社会参加していける仕組みづくりが必要。そのために市の現状を把握するデータを集め、分析

する必要がある。

○本人のスキルアップを中心とした支援ではなく、当該者に合った就労を探すため、様々な企業の就業体験ができる仕組みがあるとよい。

○子どもの頃から働くということを学ぶ機会を設けていくことが大切。

○企業にとっては、法定雇用率を達成するために取り組んでいる実態があることから、労働力不足を補う一つの対応策として、多様な人材が活躍できる場を整備することの重要性の周知・啓発が有効ではないか。

現在のところ、ご意見いただいた内容に回答できることはないが、今後検討していきたいと考えている。

部会参加委員からの意見、その他質疑

○委員

まず一つ就労分野の部会が開催できたことはよかったと感じる。

報告にもあるように企業のほとんどの事業所は 43. 5 人以下ということで、やはりそこに該当しなければいいという感覚がまだまだあることを感じ、逆にそこまでの人数の会社が浜松には多いと考えると、枠を外していろいろな人たちを受け入れられる状態になっていなくてはという企業側の認識を変えていけるようなプログラムを作らないと難しいと感じた。

他委員からの意見にもあるように、ここからどうしていくかというところを部会のテーマとしていけばいいと感じている。

○委員

今の担当課からの報告をまとめると、定義というか概念は生まれてきたが、促進する制度がないということが現状という認識でまずよいか。

○産業振興課

本当に課題となっているところは、企業の理解をすすめるという部分と考えている。

○委員

部会の際、鈴木委員が「意欲のあるところはやはり導き出していけないと全体の中で何か仕組み変えようと思っても難しいのではないか」ということを発言したが、浜松市内には中小企業が多いという特性があるが、私は委員の発言を聞き、子どもや若者たちが、就労にチャレンジできるようなそういう機運をより高めていけないといけない。それがトライアルできるような、環境というかプログラムを、ちょうど一次産業、二次産業、三次産業と分けて、それぞれについて経験してみる。どこに自分が楽しさや適性を見出せるのか、何かプログラムを作り、企業とエントリーしたい子どもたちをマッチングするような、そして成果も出していくという、モデルケースでもいいので一つでも二つでもそういうのが作れないかなと部会後に感じた。

青少年育成センターでは、もともと職業体験や不登校などの児を社会の中で受け入れてくれる企業を開拓してくれており、現在 80 くらいあるかと思うが？

○次世代育成課

数はすぐ出ないが、多くの企業に登録いただいている。

○委員

そういう企業がやはりあるので、そこをお互いに出し合うと見えてくるという意識がある。この Q&A の中に、プロジェクトでやっていることが書かれると保護者も児童生徒も、少し将来の見通しが立つようになるのではないかというふうに考えた。

○委員

委員から前回提案があったのはもう少し違うニュアンスかと自分は思っている。私が昨年6月まで厚労省の障害者雇用の検討委員で、この問題を検討しており、委員の中には、雇用側と当事者、学識経験者等いろいろ入っていたが、雇用側からするとやはり20時間というのは、通常の40時間の半分しか働けないことになり、雇用の対象ではないという意識である。この時間問題になったのはやはり雇用率の算定の中に、この人達を入れようということ検討が進んでいた。もう一つ、委員が言われたのは、短時間労働であっても、企業で働くことが意義というよりも、働くことで、この人達の1日の生活が成り立っていくということに重要なポイントがある、とこの部会に期待していた。この人達は1日に換算すると8時間中4時間しか働けない。4時間働いて、会社から帰った残りの時間、これまで『だんだん』でやっていた地活のI型のような福祉サービスを利用する、ということを確認していかないと、この働くということに対して人間らしい生活というものをできないのではないか。そういう視点も必要ではないか。

次第5 資料以外の意見・情報提供

○委員

中学卒業後の進路が見えない2%の方への支援について、アクティブでは活動している。手元に持ち込みの資料を配布した。見えにくい2.4%の生徒の保護者たちが、なぜ全日制の高校にこだわるかということだが、学歴から見たら、今、最低でも高卒資格を取らないといけないのが現状だが、高卒資格は全日制定時制通信制高校のいずれかを卒業しないと取得できない。周囲が適応できないと思っても、保護者がこだわるという形になってしまうことにずれがある。それ以外の方法として今高等学校の高卒認定試験、以前でいう大学入学資格検定だが、これをとり次の進路として大学や短大に進学し卒業すれば最終学歴が大学卒と短大卒業になる。

ただ履歴書上では高等学校卒業認定資格取得と書いても、就職する時には、あくまでも最終学歴は中学卒業という形に今はなる。そこで本協議会の委員にいろいろと意見を聞きたい。高卒認定試験というのはあくまでも学力を認定するものであって、就職に関係ない制度ということは承知の上で、今後、採用する企業側が履歴書に高卒認定取得と記載されたことで、学力が最終学歴高卒と同等というふうに評価してくれ、同等の労働条件を確保できるような動きがもしあれば、親たちも無理させて全日制に進学させるという考えではなくなると思う。保護者のこだわりの理由として、福祉に守られない人たちは、最終学歴

に高校卒業が欲しい。もし就職先に高卒と同等というように動きが変わってくれば、また企業側への情報提供によりまた少し変わったふうになっていくのではないかと思ひ意見を聞きたい。企業側で、このように中卒だが認定試験で高卒と同じ学力レベルとして評価、賃金とか労働条件が高卒と同等にという動きがあるのか、確認したい。

○委員

自閉・情緒学級に在籍する多くの子たちは、発達障害で療育手帳の該当にならない状況、と発言した。

もう一点、私は発達支援学級で充実した学校生活を過ごした後、その先に特別支援学校に行けない生徒のその後の支援を考えたい。特別支援学校と短大・高校の大きな違いは何か、というと、特別支援学校の高等部には教科書がない代わりに、実習や、キャリア教育のような訓練を三年間やる。高校は、就労のための訓練やキャリア教育の場はなく、卒業するために74単位の評価がすべてとなる。

その人が18歳、20歳と大人になっていく過程で、何が必要か、それを見極めることが必要。高卒の資格なのか、生きていく力か。自閉情緒級の児童生徒の中には、訓練が必要な児がいる。学校の中でも塾でも、大人になるための授業を行う機関が高校にはない、それが大きな違いである。

○委員

人間の生きがいを構成する要素は、仕事と余暇に集約されるのではないかと思っている。中学卒業の時点で、働けるにも関わらず、そうした機会を失うことが数パーセントでもあるという状況なら、それは浜松市民の生きがいを損ねているということにもなるし、個人の生きがいを損ねると同時に、もう一つは浜松市の財政にも影響が及ぶという二つの観点で重要なテーマと思うので、何らかの形で検討はしていくべきではないかと思う。

○委員

個人の感想ではあるが、就労分野の話だと、大企業の方が学歴重視というものはあると思うが、中小だと逆にそこはあまり関係ないのでは。

早く働き場と繋げる仕組みがやはり必要だろうという中で、一つ、今自分たちが着目しているのは、就労移行が学校のときから使えるという点である。今の事例でいうと高校や大学の在学中に、就労移行の中に組み込んでそこを橋渡ししてもらおうということがより普及していけば学校所属の中にいる間に何とか働き場に、もしくは訓練も含めて、繋がれるという仕組みがいいのではないか。以前から発言しているように、発達障害児の傾向として仕事の場合でのマッチングは重要で、働き場の方の問題も当然あるが、その合う場所を探せるような仕組み、チャレンジできる場所としての企業側の方の門を開いてもらうという活動が必要と感じる。

○委員

こうした提案がでてきた背景を聞きたいが、先ほど発達障害疑い児のうち、4割位が乳幼児期に支援に結び付いていない、ということが委員から示されていたが、支援につなが

らない児の保護者の考え方として、支援を使わず何とかやっていこう、と考えるものなのか。

1歳、2歳の段階から先回りというか、市が提供しているものについて、積極的に受け取らないという意味をもつ人もいるとお考えか。

○委員

支援は受けたくない、という考えの人もいる。そうすると後々二次障害などで苦しんでいる。それ以外に発達支援学級でやってきたが、知的が伴わないために、2%の方は特別支援学校高等部へ行けない。全日制の高校へ進学するには、不登校になってしまったりして厳しいだろう、という児らが少し休んでいる間に、高卒認定によって高卒と同等の学力が証明される仕組みができれば、親は不登校でも何でもとにかく全日制、というこだわりから脱することができ、児らも少し休んで、また違うことにチャレンジしていけるのではないかと考えている。

次第6 閉会

○事務局

本協議会は、以上をもって閉会。

令和5年度の本協議会の開催日程は、今年度と同様の7～8月頃と1～2月頃の年2回を予定している。

○委員

一点だけインフォメーションさせてほしい。4月1日浜松医大主催でルピロと一緒に発達障害の講演会を予定している。午後2時から、今年度もハイブリッド開催の予定なので、よろしくをお願いします。